



真狩村から11月の羊蹄山を望む

平成12年11月25日発行 第241号 隔月1回25日発行

# ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2000年11月

No.241

〈 ホームページアドレス=<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei> 〉  
〈 メールアドレス=[gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp) 〉

# ホームページコーナー

皆さん、こんにちは。いつも北海道会のホームページにアクセスしていただきまして、有り難うございます。お陰様で、アクセス数がピッチを上げて増加しております。今回は更新に関してのご報告です。

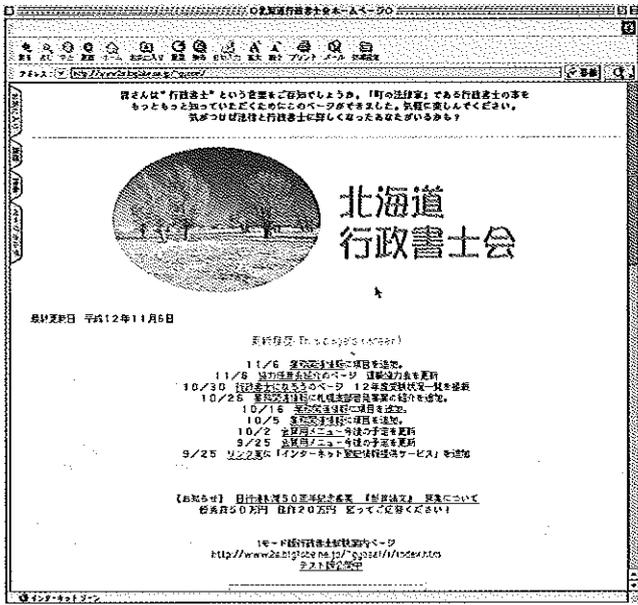
1. 平成12年度行政書士試験の実施状況を掲載しております。今年では全国で受験者数が4万人を越え、相変わらずの人気資格であることが分かります。
2. 最近ではiモードなど携帯電話等を利用したインターネット利用者が急激に増えております。そこで携帯電話利用者にも対応し、北海道会の情報を提供するために、iモード用のサイトを実験的に作成しました。現在は行政書士試験に関する情報を掲載しております。
3. 北海道会のHPにアクセスされる皆さんが、どのページに関

心をもっておられるのかなど購読分析ということでアクセス解析を取り入れました。トップページから解析のページへ飛ぶことができますが、行政書士試験に関するサイトの人気が高いようです。

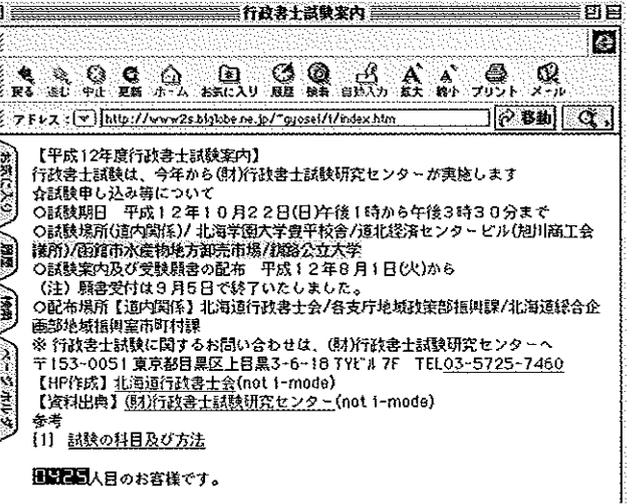
4. 各部・各委員会コーナーを設け、今後の予定など各部や委員会に関する情報を提供させていただきます。
5. 業務情報関連のページに最新情報を掲載しております。
6. リンク集に新たに開設した単位のHPをご紹介します。全国単位のHPとの完全リンクを目指します。

その他、これからの企画が目白押しです。楽しみにしていただきたいと思っております。今後、各支部さんや会員の皆様にお願ひすることも多々あるかと思っておりますが、ぜひご協力をお願いいたします。

【ホームページ担当 佐藤文則】



iモード版行政書士試験案内ページ  
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosel/i/index.htm>  
 テスト版公開中



# 電腦行政書士通信

ついこの間2000年を迎えたと言うのもう忘年会・クリスマスの季節。今月号の電腦行政書士通信は、業務に役立つ情報から趣向をかえてちょっとひと休み。お子さまをお持ちの先生、又素敵なパートナーにプレゼントをお考えの先生。毎年何をあげようかと、とにかく悩みが付きませんよね。そこで今回はクリスマスにまつわる知識ととっておきのギフトをピックアップ致しました。是非ご活用ください。毎年忘年会続きの先生も、今年はインターネットを活用して最高のクリスマスをお過ごしくださいませ。

(文責 田村文生)



<http://www.family.gr.jp/christmas/index.htm>



<http://www.mars.dti.ne.jp/~at-grace/christmas.html>



<http://www.ynot.co.jp/>

## 社会環境の日米較差



在札幌米国総領事館  
総領事

マイケル メザーブ  
(写真右)

北海道行政書士会  
会長

佐藤 良雄  
(写真左)

会長 今日は大変ご多忙中のところ、私どものためにお時間を頂き、ありがとうございます。

シドニーオリンピックで、米国が野球で金メダルをお取りになられておめでとうございます。

総領事 ありがとうございます。日本も陸上マラソンの高橋尚子さんは素晴らしかったですね。強い人です。

会長 素晴らしい人だと思います。抜きん出た忍耐力と練習量があったからこそで、勝つべくして勝ったといえますね。これがなかなか大変なことですが高橋選手は日本人の誇りです。

### 「日本と米国の規制の違い」

会長 外国人の在留許可申請など私達行政書士業務の中でも、いろいろと外国との関係もある仕事も多いことから、日本の司法制度や役所の仕組み、国際交流などについて米国と日本の比較についてお聞きしたいと思います。

まず、日本と米国の規制の違いから、お聞かせいただければと思います。

総領事 米国でも州によって規制は違っています。日本は地方分権の伸展が遅いと思います。私は、1974年に日本に留学する機会がありました。驚いたのは当時持っていたイメージより日本は大きな国だったということです。つまり南北の距離から見ると、日本は米国のBOSTONからNEWORLEANSまでの距離と同じです。

その時に感じたのが日本の国は、端と端で条件がいろいろと違うのだから、地方によって規制が違うであろうということでした。東京の条例がそのまま北海道に合うかどうか疑問でした。

例えば千歳空港がいい例です。ここは成田空港とか新幹線と比べると、コストが非常に低いです。着陸料などもその地方ごとに違っていいと思うのですが。

会長 日本も地方分権が進んで、地方に住んでいる我々が地方の政治とか行政に、より大きな関心をもって、自分たちのまちづくりを自分たちの意見でやっていくということが、これから益々重要な時代になっていくと思います。今までは国に任せて、概ね国の施策どおりに日本全国同じ様な仕組みがつけられてきましたが、これからは自分たちの地域は自分たちでつくると意識が我々に新しく求められている時代なのだと思います。

米国の人たちは基本的にはもともとそういう意識を高く持っていらっしゃるということですね。

## 「社会環境の日米較差」

**総領事** はい、地域意識が強いですね。日本は封建制度の影響かもしれませんが、四国・九州・鹿児島などや津軽弁の東北など地域意識が強いといえます。独立性とか独自の経済性の枠を作れると思います。日本の歴史をみると20世紀は東京中心でしたが、逆向きの流れが入ってくるかどうかはまだまだ明確ではありませんが、いい時期だと思います。

**会長** 地方はもっと自立しなければならないということですね。

### 「失業率について」

**会長** 北海道は景気も雇用状況も良くありません。米国は史上空前の好景気で失業率が下がって労働環境が良くなっているようですが、米国の規制緩和等によるもしくはITによる経済の活性化と雇用問題についての現在の事情がどうなっているのか簡単に教えていただけますでしょうか。

**総領事** 失業率が低いのは、失業者がいないわけではなくて、新しい工業・新しい中小企業が出来て新しい経済が作りあがったということです。労働市場、雇用市場にフレキシビリティ（流動化）がありました。それで、だんだんと失業率が減っていったのです。

これから日本の高齢化社会や雇用問題などの問題解決においては、規制緩和をして新しい中小企業や新しい工業の分野を生み出す必要があります。

**会長** もともと、日本は農耕民族で、他人と自分があまり違うことをお互いに好んではないのが一般的です。所得、生活レベルや考え方などもそうであって、北海道の人たちも概ねそういう人が多いのですが、今の雇用のフレキシビリティは労働者の中にも所得の高い人たちと低い人たちを生み出してきています。

また、正社員のシェアが減った分だけ、派遣労働者、契約社員やアルバイトなどのシェアが高くなりました。結果的にいいますと、多くの人たちが不安定雇用か給与が安い方に流れていっているといえます。

ここを脱却するには、総領事がおっしゃるとおり新しい産業をおこして新しい雇用を生み出していくことが必要です。情報通信系、介護福祉とかが新しい産業になると思います。

日本の特徴は殆どが中流で、あまりみなさん変わらない所得を得ていましたが、これからは米国のように所得の高い人と低い人が必然的に分かれていくということになってくると思います。

**総領事** 確かに、日本の経済の特徴は中流が中心であり中小企業が大切な役割を担っていました。数百年まえから江戸の庶民文化があり、大阪など関西では非常にやる気があるものには、強い庶民文化がありました。

これからは通信革命がおこりインフォメーションテクノロジーなど情報技術に変革が訪れるでしょう。米国の経済学者の分析によりますと、世界経済は根本的に変わってくるということです。つまり、ものづくり前はソフトの中のものづくりとか部品の調達とかに時間とお金がかかっていたのですが、上からコントロールすることが難しかったのです。経済の歴史が変わってきたことが明確になってきたと言えます。米国の株が爆発的に上がってきたことなどがありますが、これはバブルではないのです。生産性や利益をみると根本的なことがわかります。

日本はバブルの影響とか銀行や金融の問題とかありますから、まだまだ雇用市場の変化があまり目立たないようにみえます。しかし必ず来ると思います。札幌駅北口近くにやる気がある若い人達がたくさん出てきてソフト会社を立ち上げたりしています。これからはそのようなことが、新産業の問題や雇用問題などの解決に良い影響を与えたいと思います。これからは、この様に小さい会社が伸びる時代がやってくると思います。新産業の発展が雇用問題の解決につながるでしょう。



## 「社会環境の日米較差」



## 「米国総領事館とアメリカンセンターの機能」

**会長** 今の米国総領事館の機能とアメリカンセンターの機能についてご説明いただけますでしょうか。我々の会報の中でPRをさせて頂ければと思います。

**総領事** 私共の総領事館の主な仕事の一つに、民間外交や国際交流などがあります。米国の社会についてのスピーチプログラム（講演会等）を開催したり、インターネット等を活用したレファレンスライブラリーを通じて各種の情報提供も行っております。

管轄区域は北海道だけでなく東北4県（青森・秋田・岩手・宮城）も入っています。ファックスやインターネットも利用し、USIA（米国の情報サービス）とも連携して道民の方々のご質問やニーズにお答えしています。

さらに、総領事館の他の仕事の一つに貿易の推進があります。今、米国と日本の貿易総額は2300億ドル以上になっています。5・6年ごとに倍増してきています。

特にここ10年間ぐらいで、米国の農産物の輸出がかなり増加してきています。40年前は16億ドルだったのが、今は100倍ぐらいになりました。

お陰様で住宅産業においては、「アメリカンハウス」の発売がさかんになってきました。東京にはあまり見られない現象ですが、十勝管内や青森県八戸などに米国の建材や部品を使用した住宅が増えています。苫小牧には80件ほどのアメリカンハウスの団地があります。北海道は冬が厳しいですし、床暖やサッシとか住宅について、詳しい人が多いですが、幸い断熱性の高い米国製住宅について、地方の方々にご好評をいただいております。

総領事館の役割は防衛分野にもあります。私共の管轄区域には在日米軍三沢基地がありますので、定期的に北海道では共同演習があり、また沖縄から海兵隊が参加して射撃演習も行っています。また、米軍の演習については、出来るだけ地元の方々のご理解を求め、ご意見と感想なども聞かせていただいております。

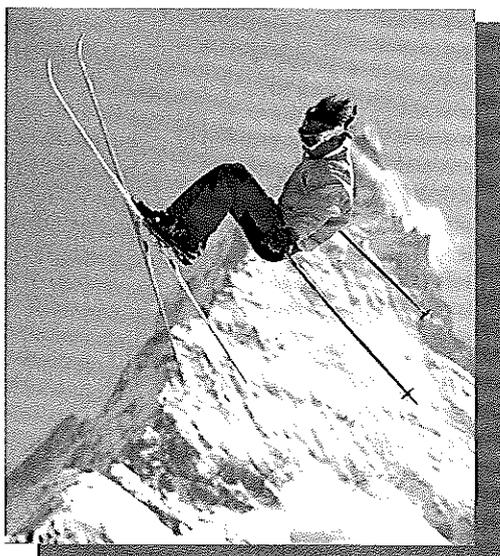
**会長** なるほど、そういった意味でも大切な役割ですね。

**総領事** あと、一つ付け加えて頂きますと、来月10月13日に、米国空母のキティーホークが民間港の小樽港に入港します。前は香港の米国総領事館に勤務していましたが、小樽も香港と同じく大自然に恵まれてきれいでいい港です。寄港は乗組員にとって、本当の日本の社会を見るいい機会でもあります。出来るだけ北海道地元の方々と在日米軍との交流を図っていききたいものです。その為にもボランティア活動やスポーツ交流も予定しています。

最後に領事部関係の仕事ですが、滞在するアメリカ人へのパスポートの発給、死亡したときや逮捕されたときの対処とか、高齢者の方の米国からの年金の支払いなどがあります。これらが主な仕事です。

**会長** 本日は大変ありがとうございました。新しい産業の立ち上げの必要性など、今後の北海道の産業への温かいエールをいただきました。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

（この対談は9月28日に取材したものです。）

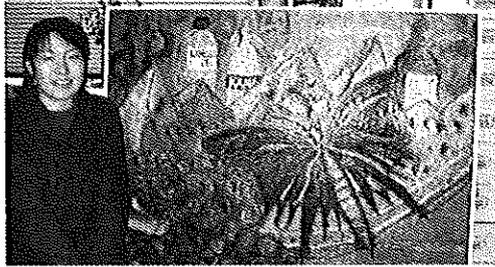


## 函館・赤光社公募美術展入選

福地隆祐理事(函館支部)長女

### 感じたままを大胆に

函館・赤光社公募美術展で入選した森高2年  
ふくち 福地 かな 香菜さん



道南から中央画壇へ人材を送り出してきた函館の美術団体・赤光社の公募美術展で高校生入選は一九九〇年以降初めて。「筆遣いが大胆でひびびしている。上手に描くというより気持ちでいくタイプ。高校生と知って驚きました」と審査委員長の画家、宮西詔路さんも賛辞を贈った入選作の題名は「はじわと黒い蝶(ちょう)」。

大好きな赤い絵の具を勢よく盛ったスイカの上を黒いチョウが舞う。「チョウを一回り大きくしてもよかったかな」と首をかしげ「でも入選したため息をつくやら。人の二倍も三倍も絵の具を使う。それで「絵の具代ぐらひは題に迷惑をかけないようかな」。



小一のとぎ、森町内の画家、市川洋二さんの主宰する絵画教室へ。油絵は小四から。卒業を掛け持ちする。これにのめりこんだ。「細かい友達と遊ぶ時間もつらくて忙しい生活だ。絵はいつ描くのだろう。一締め切りが近くなると先生の「アトリエに話してイッキでものを描くのが好き。絵の具をガバツと塗って、やりすぎたと思ったらナイフでサクッと削るのが好き」。感情の分だけ絵の具を盛り上げる。荒たい。絵と二階、私も成長で々しいタッチ。デッサンとは、またらいいですね。森町生まるきり違う出来事になり、まるで五人家族。17歳。(森支局 大槻 明永)

(北海道新聞 11月10日号朝刊)

## 行政だより

### 北海道の最低賃金

北海道労働局

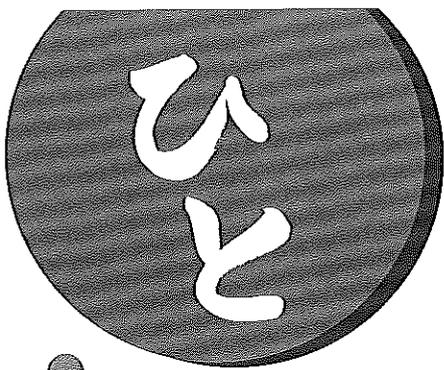
地域別最低賃金 平成12年10月1日発効

| 最低賃金の件名 | 最低賃金額 |        |
|---------|-------|--------|
|         | 日額(円) | 時間額(円) |
| 北海道     | 5,060 | 633    |

産業別最低賃金 平成12年12月1日発効

| 最低賃金の件名   | 最低賃金額 |        | 最低賃金の件名                           | 最低賃金額 |        |
|-----------|-------|--------|-----------------------------------|-------|--------|
|           | 日額(円) | 時間額(円) |                                   | 日額(円) | 時間額(円) |
| 乳製品、糖類製造業 | 5,654 | 707    | 電気機械器具製造業                         | 5,624 | 703    |
| 鉄鋼業       | 5,977 | 748    | 鋼船製造・修理業<br>船体ブロック製造業<br>舟艇製造・修理業 | 5,684 | 711    |

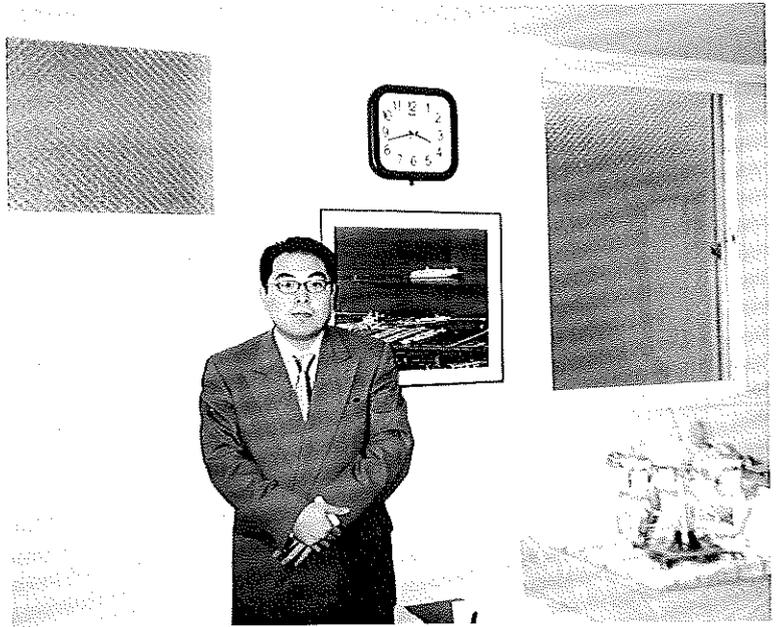




# 「人間探求」

小樽支部  
海事代理士・行政書士

秦 健一郎 さん



\*\*\*\*\*  
今回は小樽支部の秦 健一郎会員を訪ねました。秦会員は海事代理士と行政書士の兼業ということで日頃どのような業務をされているのか、又、行政書士を昨年登録された経緯などお聞きしました。

インタビューー：佐々木ひとみ（以下、Iと省略）

\*\*\*\*\*

I：今日はよろしくお願いいたします。

秦：よろしくお願いいたします。

I：以前にお会いしたことがありましたよね。

秦：多分、昨年の空知で行われた三支部合同研修会のときだったと思います。

I：登録は昨年ですよね。

秦：はい。平成11年2月に登録しました。

I：試験を受けたのはいつなのですか？

秦：平成10年度の試験で合格しまして、すぐ登録をしました。

I：なるほど。海事代理士はいつ取得されたのですか？

秦：平成2年度に学生のうちに取りました。父が海事代理士なので取って名前だけでも登録しておこうと思いました。

I：学校を卒業してからすぐお父様のあとを継がれたのですか？

秦：いえ。期限付きで外の世界を見てこいと言われて東京の倉庫会社に7年間務め、法務部門などを担当しました。

I：そうして一昨年帰ってこられたのですね。

秦：はい。海事代理士の事務所を父と一緒にやっており、実務はほとんど私が担当しています。

I：どうして行政書士を取ろうと思ったのですか？

秦：第一に実は海事代理士の仕事というのは限られた法律の仕事しかできません。殆どが海事代理士法に定められている法律の中で仕事はできるのですが、どうしてもそれ以外の法律で定められている業務もこなさなければならない場面があります。第二に私の事務所では省庁再編に伴う国土交通省の誕生を踏まえ、運輸省と建設省関連の手続をトータルに行える体制を整えたいと考えました。このため、これからのビジネスチャンス考えたときに幅広くいろいろな分野に対応できる行政書士を取らなければいけないと思いました。

I：海事代理士の仕事を簡単にご説明願いますか？

秦：はい。海事代理士法で定められている法律は船舶法、船舶安全法、船員法、船舶職員法、海上運送法、港湾運送事業法、港則法、海上交通安全法、造船法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律などがありまして、船舶所有者に代わって海事・船舶関係の司法書士・行政書士のような手続きをします。具体的に言いますと、船舶職員法に関して言えば船舶免許の更新手続、船舶安全法は船にも車検に該当する船検と呼ばれるものがありますのでその手続き。船員法においては船員の就業規則の作成や海難事故の報告書作成など。海上運送法においてはトラックやバスなどの運送事業許可にあたる航路事業の申請業務があります。船舶法においては船舶の登録や検認、まっ消などもやります。さらに、20t以上の船舶に関しては登記業務もできることとなっており、かなり専門性の高い士業といえるでしょう。



I：それ以外で行政書士の資格が必要となる仕事というのはどんなことなのでしょう？

秦：それ以外にも船にはいろんな種類がありまして漁船に関しては漁船法のくくりの中で対応しなければなりません。20トン未満であれば北海道の管理となりますし登録義務もあります。また、砂利採取運搬船という種類の船は他人の委託により報酬を得て運送を行う場合、100トン以上であれば内航海運業法での許可が必要です。こういうものは海事代理士法の範疇ではないので、行政書士として仕事を請けています。また、どうしても地域柄、倉庫の話も出てきますので倉庫業なども手がけています。これはやはり行政書士の仕事ですよ。

I：しかし、海事代理士の方で行政書士を兼業なさっている方は少ないですよ。

秦：はい。道内では私の他に4名です。室蘭の江良、函館の桶本、紋別の石田、釧路の茅野の各先生です。

I：海事代理士自体はどのくらいの会員数なのですか？

秦：全体で確か650名くらいです。このうち会に所属しているのは330名程度です。行政書士会との違いは、日本海事代理士会は社団法人で連合会がなく任意加入であることです。現在、北海道支部は17名ですが、基盤が脆弱なため財源が乏しく土地柄あまり組織立った行動が望まれません。

I：行政書士を取ってみてよかったと思われたことはありますか。

秦：やはりトータルなサービスが可能になったということです。

I：これから行政書士の分野でお考えになっている仕事などはありますか？

秦：これも地域柄なのでしょう。外国人が増えていることから出入国管理には大変関心があります。また、建設業のほか各種営業許可の申請手続きについての勉強などしていきたいと考えております。

I：小樽支部は本当に研修がさかんで熱心に取り組んでいますよね。

秦：はい。できるだけ多くの知識を習得するためにも研修には参加したいと考えていますが、これらの知識をアウトプットする機会を自ら開拓しなくてはなりません。行政書

士の仕事はさまざまな分野があって本当に面白いのですが、どれもこれもまだまだ中途半端になってしまっています。これからだと思っていますが。

I：海事代理士の難しさというのを少し教えていただけますか。

秦：海事代理士は船舶そのものの知識がないとまず難しいでしょうね。私も未知の部分がたくさんあります。例えば、海難報告書を作成するのが海事代理士の一つの仕事でもあります。この報告書の過失割合が海難審判の中で左右されることがあります。非常に神経を使うとともに船の専門用語や独特の書き方を知らないといけません。

業界全体の問題としては規制緩和によりどんどん職域が縮小していることと海事代理士以外の者が公然と海事代理士業務を行っていることが挙げられます。

これらに対してはそれぞれ海事代理士業務改革委員会と非海事代理士排除委員会を設置して対策に取り組んでいます。あまり上手く機能していません。

I：なるほど。私たちもたまに船の相談をされるときがありますが本当に誰に相談をしていいのかわからないときがあります。こういうときこそ、本当に横のつながりが大事になりますね。

秦：私も行政書士の先生がどのような分野で活躍されているかわからない部分がたくさんあります。

これからも交流を深めてたとえ自分ができなくてもほかの先生がこういうことをできるんだという認識を持ち、マルチに対応していかなければならないと考えています。

I：若い世代のネットワーク作りもしてみませんか。(笑) 今後ともよろしくお願いたします。今日はお忙しい中、お話をいただき本当にありがとうございました。

秦：いえ。こちらこそ、ありがとうございました。

\*\*\*\*\*  
 秦健一郎氏のプロフィール  
 昭和42年9月2日生 開業：平成11年2月  
 小樽市色内1丁目8番18号 ☎0134-33-6666  
 海事手続代理業務、内航海運業、倉庫業等を手がける。パソコンにも非常に興味を持ち自作のHPも持つ。  
 URL: <http://www3.ocn.ne.jp/~hima-04/>  
 \*\*\*\*\*

## 3支部合同研修会に参加して

苫小牧支部 山口 美津男

毎年、恒例となりました室蘭、苫小牧、日高の3支部合同研修会を、さる9月9日(土)より10日(日)にわたり、白老町虎杖浜温泉のリゾートホテル・オークラスパランドにて開催されました。

3支部で合計30名の会員が、遠くは、えりも町より有珠山噴火で被災にあわれた壮瞥町、そして虻田町等胆振支庁、日高支庁管内、4市9町より元気に研修会に参加されました。

研修会に講師として、函館市部長の佐藤聡先生をお迎えし、「行政書士と成年後見制度」と題しての講義をいただきました。

私ども行政書士の業務に非常に関係深い研修科目であり佐藤先生の熱のこもった大声での有意義な、有益な講義内容をうかがい大変に感銘を受けた次第です。

御存じの通り、民法の一部を改正する法律が、本年4月より施行され禁治産制度及び準禁治産制度を全面見直し、後見保佐に改正、補助を新設しましたが、この改正は明治29年施行の民法でありますので、実に104年ぶりの改正となった訳です。

それにともない、成年後見制度等関連三法も新設、改正がなされ制度の周知が急務と思うところです。佐藤先生より約3時間にわたる講義の主な内容であります。

### 第一、改正の背景

- 1) 高齢化社会の現状・抱える問題
- 2) 現行法上における法的保護
- 3) 現行制度の問題点

### 第二、成年後見制度の改正について

- 1) 改正の理念
- 2) 介護保険制度との関係
- 3) 法律の概要

### 第三、公正証書遺言等の方式の改正について

- 1) 公正証書遺言の方式の改正
- 2) 秘密証書遺言・死亡危急者遺言及び船舶遺言者遺言の方式の改正

### 第四、今後の課題

- 1) 制度の周知
- 2) 手続の簡易化
- 3) 成年後見人の確保

### 第五、他士業における取り組み



- 1) 弁護士会
- 2) 司法書士会
- 3) 日本社会福祉会等の動き

### 第六、行政書士会の動き

- 1) 日行連
- 2) 東京都行政書士会杉並支部
- 3) 京都会・神奈川会
- 4) 札幌支部
- 5) 本会事業として等

以上のような概要でありました。

改正があった事はわかっていたのですが、なかなか業務の多忙さにかまけ勉強研さんを怠っていた私にしてみれば、親切丁寧な話を伺い本当によかったな、よく理解できたと改めて思った次第です。感謝しているところです。

特に佐藤先生より講義のあったなかで、成年後見人の担い手の確保が難しくこの制度の定着をはかるためにも、他士業においては積極的に取り組みがなされているにも拘わらず、当行政書士会の動きについて、取り組みについて論及指摘あり同感いたしましたし、私ども行政書士の職務拡大に務めていく事が大切でないかと実感いたしました。

長期的な展望をもちながら「術の法律家」として社会的責任、貢献を果たす為にも高齢化社会の現状をかんがみ、急増するであろうこの制度を支援するためにも諸施策を早急に講じていかなければならないとも思いました。

ともあれ、今回の合同研修会については、3支部の親睦交流を図りタイムリーな研修科目を研さんし、思い出に残るすばらしい研修会となり大変に良かったと思っております。本当にありがとうございます。

# 新入会員

## 事務局の年末・年始休みのお知らせ

年 末：12月29日(金)から休業

年 始：1月4日(木)から始業

よろしく願い申し上げます。



まし ようこ  
岸 洋子

昭和26年3月26日生

札幌支部 平成12年10月2日入会  
事務所 札幌市白石区南郷通18丁目  
南4番16-301号  
TEL 011-846-5226  
FAX 011-846-5228

〈コメント〉  
不慣れですので、ご指導を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



ひわだ まき  
檜和田 麻貴

昭和44年6月12日生

札幌支部 平成12年10月2日入会  
事務所 恵庭市中島町6丁目8番地  
の4ブルーハウス102  
TEL 0123-35-1725  
FAX 0123-35-1725

〈コメント〉  
開業の夢を叶えるべくUターンして参りました。システム・エンジニアの経験を活かし、新しいものを恐れず、誠実に仕事をしていきたいと思っております。  
ご指導の程、宜しくお願い申し上げます。



まつやま たかひろ  
松山 高治

昭和27年1月8日生

函館支部 平成12年10月2日入会  
事務所 茅部郡森町字森川町1番地  
の3  
TEL 01374-2-6461  
FAX 01374-2-6933

〈コメント〉  
この度入会させて頂きました松山です。今年で48歳となりますが、日々勉強する必要性を感じています。行政事務に関しても得意とする分野を一つ開拓しようと思っております。  
宜しくお願いします。



かとう はじめ  
加藤 元

昭和42年11月19日生

小樽支部 平成12年10月2日入会  
事務所 小樽市山田町3番22号2階  
1号室  
TEL 0134-29-0566

〈コメント〉  
行政書士としての職責を全うできるよう研鑽に励む所存です。  
ご指導の程、宜しくお願いいたします。



わたなべ しんたろう  
渡邊 志信

昭和31年4月19日生

旭川支部 平成12年10月2日入会  
事務所 旭川市神楽5条14丁目2番  
20号第2白樺荘205号  
TEL 0166-61-5844  
FAX 0166-61-5844

〈コメント〉  
かがやける21世紀のホッカイドーにふさわしい行政書士になりたいです。趣味は音楽です。



いちのさわ みつる  
市野澤 満

昭和12年8月10日生

釧路支部 平成12年9月1日入会  
事務所 釧路市双葉町10番20号  
TEL 0154-32-0770  
FAX 0154-32-0880

〈コメント〉  
今年の7月1日に社会保険労務士、9月1日に行政書士の登録がされ開業いたしました。地方公務員40年の経験だけでは極めて貧困な知識でしかなく、今後は諸先輩のご指導とご支援を賜りながら、文字通り初心者として一から勉強し経験を積んでいく所存ですので、よろしく願いいたします。

# お知らせ

information

会 員 各 位

報酬額調査委員会  
委員長 篠原賢吾

## 至急のお知らせとご依頼

既に、会報第237号別冊「業務研修資料」の「報酬額表の取扱についての周知事項」と題して、皆さまの各事務所に掲載する報酬額表について、平成12年4月1日から施行された行政書士法第10条の2等の改正に伴う取扱につき、お知らせを致しました。

この度、埼玉県行政書士会に対して公正取引委員会から独禁法第8条第1項第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして、警告がなされました。

内容は、公正取引委員会によると、平成11年5月22日に開催された埼玉県会の定時総会において、主な業務の報酬について目安となる標準報酬額表を作成することを決議し、これを上記改正法の施行日直前の平成12年3月13日ころ会員に配布したとのことです。

報酬額表について、北海道会は上記会報第237号別冊「業務研修資料」により、

- ①報酬額の統一基準が廃止されます。
- ②これに伴い従前、本会より皆さまへ配布し、皆さまの事務所に掲示してあります（知事認可）「行政書士基準報酬額表」は平成12年3月31日の終了をもって、不合法となります。
- ③従って、平成12年4月1日以降は、必ず後記2. 指針に依った取扱をして下さい。として、指針をお知らせ致しました。

（指針の要旨は次のとおりです。）

- イ、従来事務所に掲示を義務付けられていた北海道行政書士会名の入った「行政書士基準報酬額表」の取り外し、
- ロ、平成12年4月1日からは各会員が自由に報酬額を決定し、これを掲示することとなること、
- ハ、具体的には各会員の事務所名を表示し、職印を押捺し、各自の報酬額表を作成して掲示しなければならないこと。

（なお、北海道会としては、報酬額の記載がない報酬額表様式を会員へ配布しました。）

以上、報酬額について統一的基準という概念や指導は存在しないことを再度、皆さまがご確認下さいますようお願い申し上げます。

# お知らせ

information

入管業務実務会員 各位

日本行政書士会連合会  
北海道行政書士会

## 入管業務遂行上の留意事項について（ご注意）

今般、いわゆる「在留特別許可」の事案において、「在留特別許可申請中証明書」または「在留特別許可申請準備中証明書」等のタイトルで、依頼者側に何らかの証明書類を手渡している申請取次行政書士が存在するとの事実が明らかになりました。

「在留特別許可」は、当該者が正規在留ではない場合に、法務大臣が行なう特別の裁量行為であり、「在留特別許可のため申請」という申請行為は、法令上ありません。

当該案件を行政書士法第1条の2に規定される「事実証明」に関する書類作成業務として捉え、遂行することについて、違法性があると直ちには断定できないものと思量されますが、法令に規定のない事項に係る証明書類の作成は、適切ではありません。

日本行政書士会連合会及び当行政書士会としましては、行政書士によるこのような業務行為については、不法残留及び不法就労をいたずらに助長させるとの誤解を生じかねないとの認識から、自粛していただくべきものといたしました。

各入管業務実務会員の方々におかれましては、今後とも出入国管理関係法令の趣旨をいま一度再認識のうえ遵守され、その運用には十分に留意していただきますよう注意を促します。

## 外国人無料相談会開催される

9月30日、国際プラザ（札幌市中央区）において、北海道在留手続協議会が主催する外国人無料相談会が開催された。国際コンベンションホールにて午後1時より開始された相談会には多くの相談者が訪れ、在留資格や帰化などに関する様々な相談があった。

北海道在留手続協議会の会員は、英語や中国語を用いたり通訳者を介したりして、在留問題に頭を悩ませる外国人などの相談に応じた。次回の相談会は来年4月を予定している。

（文責・田中浩貴）



## 勇気とアイデアで創造的な起業を 「中高年起業家支援フォーラム」

北海道行政書士会広報部

北海道行政書士会は本会札幌支部と共に、中高年の起業家を対象とした、「中高年起業家支援フォーラム」を開催した。10月28日秋晴れの土曜日の午後、会場のきょうさいサロン（札幌市中央区）には、中高年の起業家をはじめとした一般市民が、無料相談会やメイン企画のパネルディスカッション（パネリストは下記）の熱気あふれる討論会に参加した。

札幌支部が主催する起業無料相談会には、7名の相談者があり、助成金や会社設立にまつわる法律問題について札幌支部所属の会員からアドバイスを受けた。また、本会が主催する「起業体験パネルディスカッション」には70名を超える起業希望者が参加し、パネリストの方々の示唆に富む語り聞き入っていた。パネリストである安濃氏、菊地氏からは、起業のきっかけやビジネスプランの発表、これから始められる方へのアドバイス、通産局の高橋氏からは開業支援政策や補助金制度について、さらに北海道ベンチャーキャピタルの新田氏からは開業、起業支援に関するベンチャーキャピタル役割についての紹介があり、1時間30分に及び討議は瞬く間に過ぎ去り、参加者に深い感銘を与えました。

最後にパネルディスカッションのコーディネーターである本会佐藤会長から、まとめとして起業家の心得を発表し、終了しました。

この度の行政書士法制定50周年事業の推進に当たっては、会員の皆様から多大なご協力を得ました。本誌面を借まして厚く御礼申し上げます。

### パネリストの紹介

札幌ラヂオ放送株式会社  
代表取締役 安濃 豊 氏  
いるかママ株式会社  
代表取締役 菊地 晴海 氏  
北海道通産局新規事業課  
課長補佐 高橋 保昭 氏  
北海道ベンチャーキャピタル株式会社  
代表取締役 新田 隆久 氏

### コーディネーター

会長 佐藤 良雄

なお、一般の参加者を対象に「アンケート調査」を実施しました。アンケートの回答内容については、下記のとおりです。

|                       |               |     |
|-----------------------|---------------|-----|
| 1. 回答者数               | 21名（男19名、女2名） |     |
| 2. 年齢構成               | 30歳未満         | 0名  |
|                       | 30歳から40歳未満    | 3名  |
|                       | 40歳から50歳未満    | 5名  |
|                       | 50歳から60歳未満    | 8名  |
|                       | 60歳まで         | 5名  |
| 3. 職業・勤務先             | 起業予定者         | 4名  |
|                       | 中小企業勤務        | 8名  |
|                       | 大企業勤務         | 3名  |
|                       | 公務員           | 0名  |
|                       | 団体職員          | 1名  |
|                       | 学生            | 1名  |
|                       | 自営業・その他       | 4名  |
| 4. フォーラムを知った経緯        | 新聞記事          | 11名 |
|                       | 行政又は公的機関      | 2名  |
|                       | ラジオ           | 2名  |
|                       | ダイレクトメール      | 1名  |
|                       | インターネット・電子メール | 0名  |
|                       | 口コミ           | 1名  |
|                       | その他           | 4名  |
| 5. フォーラムへ参加した動機（複数回答） |               |     |



### 起業経験者の体験談を聞きたい

17名

### 起業家に対する行政の施策を知りたい

8名

### 助成金など資金面に関する情報を知りたい

8名

### 同じ立場の人々と交流をはかりたい

4名

### 行政書士等専門家のアドバイスを受けたい

3名

### その他

1. 安濃氏を拝顔したかった。
2. 知識を蓄えいずれ起業家をめざすため。
3. 受動的（求職）な人と、能動的（起業）な人のマインドの違いを少しでもつかめればと思って。
4. 起業に踏み込むきっかけとしたい。

### 6. フォーラムへ参加した感想

1. おもしろかった。無料がよい。
2. 大変参考になった。
3. いいフォーラムでした。
4. ますます暗い気持ちになりました。やはり、求職しかできない人間です。
5. ありがとうございます。
6. なかなか、こういう関係のフォーラムに参加する機会がなかったが、今日は勉強になることが多く、会社の方々にもいろいろ話を聞かせたい（女性）。
7. パネリストの方々のお話、スピーディーで要領を得ていて面白かった。北海道ゆえにということのプラス、マイナスの点も聞かせていただければもっと良かった。無料で助かりました。
8. 現状の生の声を聞くことができ、大いに参考になった。
9. 実際に事業を立ち上げた方々の迫力ある内容は参考になった。ポリシー、体力！
10. 体験者の生々しい具体的な話が聞けて、大変参考になりました。
11. このような集まりに参加するのは初めてでした。初めて耳にする内容がほとんどでしたが、大変面白く、ためになりました。
12. 安濃氏、菊地氏のお話は参考になりました。佐藤氏の終わりの話が有り難かった。
13. パネリストは4人も要らないのでは。

以上です。

# ご 逝 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

| 支 部 名 | 会 員 番 号 | 氏 名     | 死 亡 年 月 日 |
|-------|---------|---------|-----------|
| 旭 川   | 3 3 4 9 | 畠 克 巳   | 12. 8.31  |
| 留 萌   | 7 1 0   | 捻 金 昭 二 | 12.11. 4  |
| 網 走   | 3 5 1   | 吉 田 勉   | 12.10.12  |

## 本会の主要行事

| 月 日       | 行 事 名                         | 時 間         | 開 催 場 所  |
|-----------|-------------------------------|-------------|----------|
| H12. 9. 8 | 会報編集委員会                       | 12:00~17:00 | 本会役員室    |
| H12. 9.11 | 記念誌編纂委員会                      | 13:00~17:00 | 本会役員室    |
| H12. 9.12 | 行政書士登録調査委員会                   | 15:00~16:00 | 本会役員室    |
| H12. 9.12 | 会報編集委員会                       | 16:00~20:00 | 本会役員室    |
| H12. 9.20 | 行政書士法制定50周年記念 フォーラム実行委員会      | 15:00~16:30 | 本会役員室    |
| H12. 9.27 | 綱紀委員会                         | 13:00~17:00 | 本会役員室    |
| H12.10. 1 | 行政書士110番                      | 10:00~16:00 | 本 会      |
| H12.10. 2 | 行政書士110番                      | 10:00~16:00 | 本 会      |
| H12.10. 3 | 行政書士110番                      | 10:00~16:00 | 本 会      |
| H12.10.10 | 行政書士法制定50周年記念 フォーラム実行委員会      | 15:00~17:00 | 本会役員室    |
| H12.10.11 | 行政書士登録調査委員会                   | 15:00~17:00 | 本会役員室    |
| H12.10.23 | 会報編集委員会                       | 13:30~16:00 | 本会役員室    |
| H12.10.26 | 中間監査                          | 9:00~17:00  | 本会役員室    |
| H12.10.27 | 中間監査及び監査講評                    | 9:00~17:00  | 本会役員室    |
| H12.10.27 | 常任理事会                         | 13:00~15:00 | エルム会館    |
| H12.10.28 | 全道行政書士業務研修会                   | 10:00~14:45 | きょうさいサロン |
| H12.10.28 | 行政書士法制定50周年記念 中高年起業家開業支援フォーラム | 15:00~17:00 | きょうさいサロン |

## 支部業務研修会開催状況

| 支 部 | 開催年月日            | 開 催 場 所               | 研 修 科 目  | 講 師  | 人数 |
|-----|------------------|-----------------------|--|--|----|
| 札幌  | H12. 9.14        | 札幌市<br>ホテルKKR札幌       | ・消費者契約法  | 札幌支部長 板垣 俊夫  | 15 |
|     | H12. 9.27        | 札幌市<br>かでの2・7         | ・改正風俗営業適正化法による申請手続上の要点について<br>・一般貸切旅客自動車運送事業について | 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課<br>課長補佐 荒内 秀伸<br>札幌支部会員 荒木 徹<br>" 佐々木ひとみ | 35 |
| 函館  | H12.10.14        | 函館市<br>函館市民会館         | ・相続の基礎と実務  | 函館支部長 佐藤 聡   | 17 |
| 小樽  | H12. 6.17        | 小樽市<br>小樽市生涯学習プラザ     | ・行政書士業務に係る告訴・告発について                              | 小樽支部理事 斉藤 明  | 13 |
|     | H12. 7. 8        | 小樽市<br>三川屋            | ・新報酬額表の運用及び取扱業務の拡大について                           | 小樽支部理事<br>業務研修部長 中嶋 秀夫<br>小樽支部副支部長 大淵 勝敏                     | 16 |
|     | H12. 8.19        | 小樽市<br>小樽市生涯学習プラザ     | ・簿記の基本研究、勘定科目解説<br>・建設業財務諸表作成上の留意点他              | 小樽支部理事 斉藤 晃司   | 9  |
|     | H12. 9. 9        | 小樽市<br>小樽市生涯学習プラザ     | ・成年後見制度及び最近の法改正に於ける諸問題について                       | 小樽公証役場<br>公証人 傅法谷 弘  | 15 |
|     | H12. 9.14        | 札幌市<br>ホテルKKR札幌       | ・消費者契約法  | 札幌支部長 板垣 俊夫  | 4  |
| 空知  | H12.10.29        | 月形町<br>はな工房工芸室        | ・消費者契約法・金融商品販売法                                  | 札幌支部長 板垣 俊夫  | 19 |
| 室蘭  | H12. 9. 9<br>10  | 白老町<br>オークラスパランド      | ・行政書士と成年後見制度                                     | 函館支部長 佐藤 聡   | 16 |
| 苫小牧 | H12. 9. 9<br>10  | 白老町<br>オークラスパランド      | ・行政書士と成年後見制度                                     | 函館支部長 佐藤 聡   | 7  |
| 十勝  | H12. 9. 5        | 帯広市<br>とかちプラザ         | ・公証人役場の利用のしかた                                    | 公証人 中込 敏久  | 20 |
|     | H12. 9.11<br>~14 | 帯広市<br>富士通オープンカレッジ帯広校 | ・パソコン研修  | 富士通オープンカレッジ<br>講 師 五十嵐 均                                     | 10 |

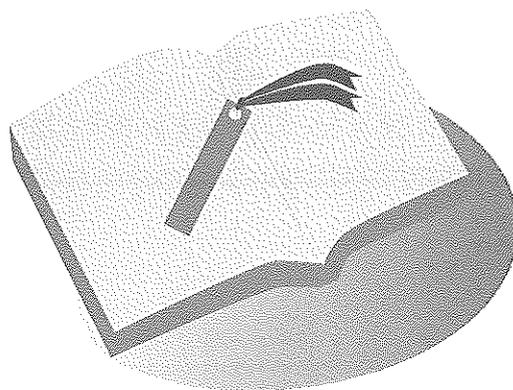
# 表紙のことば

## 「初雪を被った羊蹄山」〈蝦夷富士〉

有珠山の噴火で洞爺湖周辺のまちは大変な年でした。自然の偉大さを実感し、自然と人間の共生について改めて考える機会となりました。

時代が大きく変化していく中で、自然は悠然と構えている。そこに何か学ぶことができそうな気がしています。

(表紙絵・文：成田眞利子)



### 目次

## INDEX

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| ホームページコーナー・電腦行政書士通信     | 2     |
| 〈ビッグ対談〉                 | 3~5   |
| 「社会環境の日米較差」             |       |
| 在札幌米国総領事館 総領事 マイケル メザーブ |       |
| 北海道行政書士会 会長 佐藤 良雄       |       |
| トピックス・行政だより             | 6     |
| 他県・他支部の動向               | 7     |
| 「ひと」小樽支部 行政書士 秦 健一郎     | 8~9   |
| 研修会感想                   | 10    |
| 新入会員紹介レポート              | 11    |
| お知らせコーナー                | 12~14 |
| 本会の主要行事・支部業務研修会開催状況     | 15    |
| 忙中閑有                    | 16    |

## 忙●中●閑●有

2000.11.第241号  
平成12年11月25日発行

|      |            |
|------|------------|
| 発行人  | 佐藤 良雄      |
| 編集人  | 佐々木 ひとみ    |
| 編集委員 | 田村 丈生      |
| 編集委員 | 成田 眞利子     |
| 編集委員 | 田中 浩貴      |
| 発行所  | 北海道行政書士会   |
| 印刷所  | (株)スリーエス印刷 |

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階  
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138  
郵便番号 060-0001  
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)  
北洋銀行本店 (普0742651)  
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)  
札幌銀行本店 (普389444)  
振替口座 02730-0-8224番

北海道の短い夏が過ぎ、いつの間にか11月。  
激動の2000年があと少して新しい21世紀の扉を開く。

公私共にいろいろなことがありました。多くの方々との出会いがあり、共同の取り組みを通じて得た新しい信頼関係。心のつながりの大切さを強く感じました。

また、農業を主体とするまちの事業にかかわり、政府の農業政策について興味が沸き、同時に疑問と不安を抱いた。地方分権が進められる中、本当にそれは北海道の活性化にとっての起爆剤になれるのだろうか。

道民一人一人が現在の危機状況を深刻に受け止めて、変化が必要なことについては、出来ることから変えていくことが重要ではないだろうか。

21世紀のスタートが、会員の皆さんにとって希望と飛躍につながることをお祈りいたします。

(文：成田眞利子)